キレイでもダメ！

# オオキンケイギクは駆除して下さい！

回覧

## オオキンケイギクとは

- 明治中期に、観賞用・緑化用として持ち込まれ定着しました。
- 5～7月頃に黄色い花を咲かせ、花びらの先端は不規則に4～5つに分かれています。草丈は50～70cm。葉は、細長い楕円形で両面に毛があります。
- **繁殖力が強く強健なため、日本に昔からある植物を駆逐してしまいます。**

## なぜ駆除しないといけないの？

- 繁殖力の強い外来植物が、在来種の脅威となっています。
- 河原などの草地に生えるツツザキヤマジノギク、カワラサイコ、カワラナデシコ等の希少な植物を守るため、各地で外来植物の駆除活動が行われています。

**外来生物被害予防3原則「入れない！捨てない！拡げない！」**

詳しくは　外来生物法

お問合せ先　◆駆除方法等については
高浜町産業振興課TEL72-7705　　福井県安全環境部自然環境課　TEL01776-20-0306

## 駆除はどうすればいいの？

**時 期**

駆除は、花が咲き始めの５月上旬頃から実施すると一番よいでしょう。満開の頃にはたくさんの種ができています。

**駆除方法**

オオキンケイギクは多年生です。大変ですが、根こそぎ駆除しましょう。同じ場所で、翌年も続けて抜き取りできると効果的です。

**処分方法**

オオキンケイギクは法律で栽培や運搬等が禁止されています。以下の方法を守って駆除を行いましょう。

## こうすれば、問題なく駆除活動が出来ます！

① いつ駆除を行うかを回覧板や掲示板等でお知らせしましょう。

② 除去した植物は、丈夫な袋に入れ、しっかりと口を縛って保管しましょう。

③ 速やかに自治体のゴミ収集日に出し、ゴミ焼却場へ！

④ 生育している場所の管理者に了解を得て行って下さい！

**お問い合わせ先**

■駆除方法等については

高浜町産業振興課　TEL：0770-72-7705

福井県安全環境部自然環境課　TEL：0776-20-0306

## 外来植物を拡げないために拡げたいこと！

① オオキンケイギクは「特定外来生物」として、法律で栽培が禁止（個人の場合、最高懲役３年以下、300 万円以下の罰金、企業等の場合は１億円以下の罰金が科せられます）されています！

② 繁殖力の強い外来植物は、日本の在来種を追いやり、日本の風景を変え、生物多様性を損なう恐れがあります！

③ オオキンケイギク等に罪はなく、持ち込んだのは人間です。人が原因で自然に悪い影響を及ぼしています。

④ 駆除をしても、短期間ではなかなか減らないのも現実です。息の長い活動にして、根気よく駆除を続けましょう。

⑤ 守りたい自然や風景を考え、身近で出来る活動を拡げましょう。

監修：一般財団法人自然環境研究センター　畠瀬　頼子氏
写真提供：一般財団法人自然環境研究センター　畠瀬　頼子氏　／　株式会社建設環境研究所

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。